

# 位置情報基盤を構成するパブリックタグ情報 共有のための標準仕様(案)Ver.0.9

## 修正のポイント

平成28年11月4日

## Ver.1.0に向けて**読みやすく、理解しやすく**

- ① 「位置情報基盤整備のためのガイドライン※」引用箇所を本文に挿入

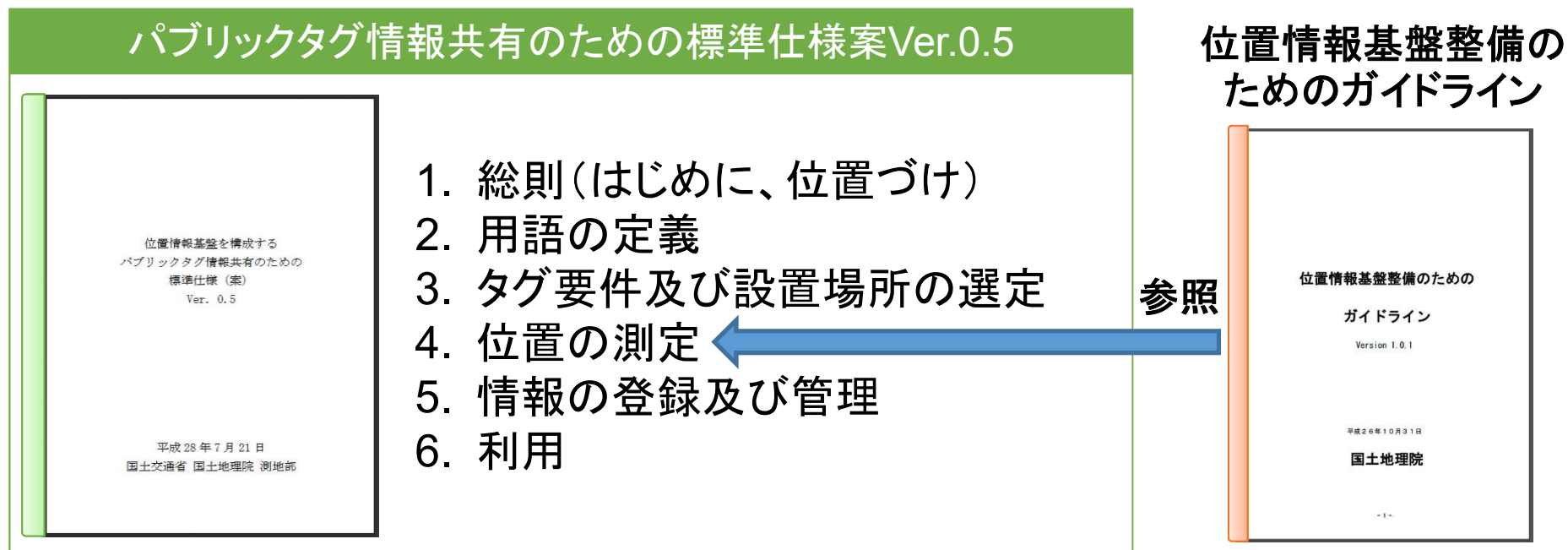
※地物と位置情報を紐付ける場所情報コードの仕組み・管理等について規定

- ② 高精度測位社会Pの位置情報サービス環境を構築する際の機器設置要領(案)と連携

- ③ 理解しやすい用語に置き換え

# ①ガイドライン引用箇所を本文に挿入

## ○Ver.0.5の構成



## ○Ver.0.9

### 4. 位置の測定

2. 測定の基準と測定精度
3. 水平位置の測定
4. 標高の測定

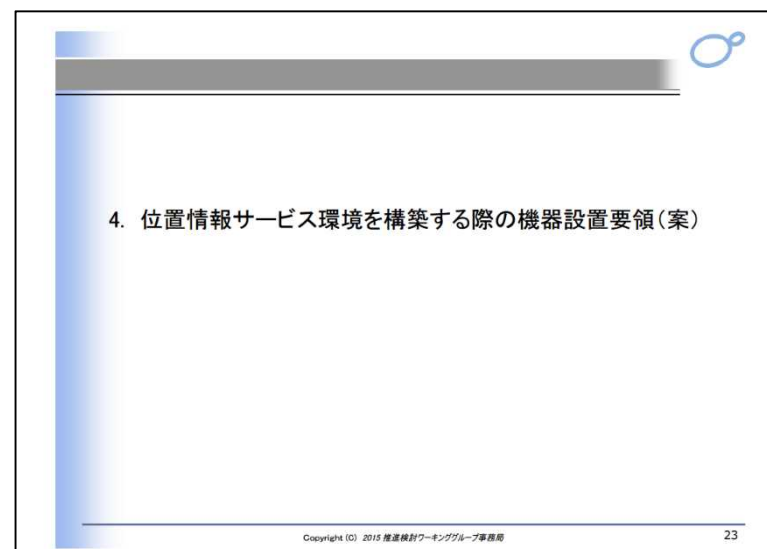
} ガイドラインの記述を標準仕様案の本文に挿入

Ver.1.0では、相対精度、精度の信頼度、可用性、測定方法のより詳細を追加予定<sup>3</sup>

H27年度の高精度測位社会プロジェクト実証  
実験で、東京駅周辺等でパブリックタグを設置  
し測位環境を構築



タグの機器選定、設置場所、許可申  
請の調整などの知見、留意点を「位置  
情報サービス環境を構築する際の機  
器設置要領(案)(H28.3.11版)」にと  
りまとめている



出典 第三回高精度測位社会プロジェクト検討会 資料5

標準仕様案で、上記要領と連携し、分かりやすくする。

### ③理解しやすい用語に置き換え

【地理空間情報活用推進基本法により規定された地理空間情報】  
 【地理空間情報を用いた測定方法】



(基本法第二条の地理空間情報の定義)

- 一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。)
- 二 前号の情報に関連付けられた情報

【地形図及び地理院地図等の電子地図】、  
 【地図を用いた測定方法】

【位置情報点】



(ガイドラインでの位置情報点の定義)

誰もが同一地点と認識できる家の角、建物の出入口、記念碑等の固定地物で、簡単な測定でその位置が求められた地点のこと。

【パブリックタグ】に置き換え、説明を記載

パブリックタグも位置情報点の考え方に含まれるが、標準仕様案はパブリックタグを対象としているため、パブリックタグに統一し明確にする。